

南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の概要について

(1) 計画の位置付け・計画期間

■ 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8に基づき「市町村老人福祉計画」として策定する計画であり、介護保険事業計画との連携と調和を保つため一体的な計画として策定します。

高齢者福祉計画は、介護保険サービスのみならず、高齢者福祉サービスを含めた高齢者福祉事業全般にわたる供給体制の確保に関する総合的な計画です。

■ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○ 計画期間

第9期計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

(2) 令和5年度 計画策定委員会の開催スケジュール（予定）

時期	会議	主な開催テーマ（例）
令和5年 7月	第1回委員会	◇介護保険事業等の現状について ◇第9期介護保険事業計画の概要について ◇計画策定のスケジュールについて
10月	第2回委員会	◇計画骨子案について ◇高齢者人口、要介護認定者数等の見通しについて ◇高齢者施策について
12月	第3回委員会	◇計画素案について ◇介護保険事業量等の見通し、介護保険料（案）について ◇パブリックコメントの実施について
令和5年 12～1月		パブリックコメント
2月	第4回委員会	◇パブリックコメントの結果について ◇計画原案について ◇介護保険料について
3月		『南丹市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画』策定

※ただし、国の動向や作業の進捗等により、開催時期が変更となる場合があります。

(3) 介護保険事業計画の基本指針について

■基本指針

国が定める『都道府県や市区町村が作成する介護保険事業計画のガイドライン』となるものです。

第9期計画については、7月中をめどに基本指針が示される予定であり、その指針に基づき計画策定を進めてまいります。

〈参考〉第8期計画の基本指針で特に計画への記載の充実が求められた内容

- 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備
- 地域共生社会の実現
- 介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）
- 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 災害や感染症対策に係る体制整備

《介護保険制度 改正の経過》

第1期（平成12～14年度）

介護保険制度の導入・老人保健福祉計画と一体策定

第2期（平成15～17年度）

新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの導入

第3期（平成18～20年度）

医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れまなく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める

第4期（平成21～23年度）

第5期（平成24～26年度）

介護予防・日常生活支援総合事業の導入、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の強化、一定以上所得のある利用者負担の見直しなど

第6期（平成27～29年度）

第7期（平成30～令和2年度）

地域包括ケアシステムの深化及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組

第8期（令和3～5年度：現計画）

地域共生社会の実現に向けた体制づくりと介護保険制度の持続可能性の確保に取り組む



第9期（令和6～8年度：次期計画）

(4) 第9期介護保険事業計画の基本指針(案)のポイント

■基本的な考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者などの様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業(支援)計画に定めることが重要となる。

出典：社会保障審議会(介護保険部会 令和5年2月27日 第106回)資料より ※以下同じ

(5) 第9期計画において記載を充実する事項(案)

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進

- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進